

東京政連・都議会自民党議連・都財務局で意見交換会を開催！

9月25日（木）、都議会自由民主党ビルメンテナンス議員連盟（会長：内田茂議員）の取り計らいで、東京ビル政連が提出している東京都に対する要望事項について、政連、議員連盟、都財務局の意見交換会を開催した。

議員連盟からは高島なおき議員、高木けい政務調査会長、宇田川聡史議員（前政務調査会長）の3名が出席し、東京都財務局からは松永契約調整担当部長をはじめ、中野契約第二課長、佐伯契約調整担当課長、織田契約調整技術担当課長、鈴木工務課長の5名が出席した。政連からは佐々木理事長ほか5名の理事、事務局長が出席し、約1時間の貴重な意見交換を行った。

1. 改正品確法に基づく適正な維持管理について

政連から、改正品確法に「建築物の維持管理」が含まれ年末までに国交省から「運用指針」が示されるが、都として「安かろう 悪かろう」の入札・契約制度を改めていくべきとの意見が述べられ、都側から、今回の法改正は画期的であり、「総合評価の手引き」を作成して各局に働きかけるなど改善に取り組んでいるとの回答があった。また、議連から、国の法律は理念的なものであり、東京都として具体的な内容を入れていきたいが、条例にするかどうかについては今後検討したいとの意見があった。

2. 社会保険等の加入状況の確認について

政連から、公正な競争を維持し不適格業者を排除するためには、社会保険等の加入状況の確認は必要であり、せめて落札後には確認すべきであるとの意見があり、都側から、指名業者審査登録の際に保険加入をチェックするためシステム改修を行ったとの回答があった。これに対し、政連から、個々の従業員の加入を確認するためには、最終的には、落札後に従事者の加入についての証拠書類を提出させる必要があると意見を述べた。

3. 東京都庁舎清掃業務の落札状況について

政連から、都庁舎清掃業務の落札金額の低下が大きい、最大の原因はダン

ピングであるとの指摘があり、都側から、コスト削減、「安い方がいい」という時期があったとの発言があった。議連から、仕様をいかに適正に作成できるかが鍵となると発言があり、都側から、その方向で進めいていると述べられた。

4. 履行評価について

政連から、都職員による履行評価には限界があるので、専門家による履行評価を導入すべきである、第三者評価が無理であれば、受注業者側に履行評価書を提出させる、受注者側のインスペクターと都職員と一緒に履行評価を行う方法もあると提案した。議連からも、清掃業務は「汚ければやり直させればいい」という考えがあるが、見えない所もメンテナンスする必要がある、履行評価は重要であると述べられた。都側からは、今後改善していきたいとの回答があった。（後日、東京協会発行『建物清掃品質評価表』を都側、議連に送付）

5. 総合評価方式について

政連から、総合評価の技術点と価格点の割合について、1：1では結果的に価格勝負になるので技術点の割合を増やすべきと要望し、都側から、問題意識は持っており、どこまで提案内容を重視すべきかなど、平成26年度契約の結果を分析研究しているとの回答があった。これに関連し、議連から、技術点に「緊急時の対応」をいれることが重要であるとの認識が示された。

また、総合評価方式の本格実施の時期については、都側から、「試行」と「本格実施」を区別せず、制度を固まったものとしないうちに「試行」としているとの見解が示された。議連からは、総合評価をどの程度の割合にしていくかが今後の課題であるとの意見が述べられた。

さらに、総合評価方式の業者選定を前年秋に前倒しできないかとの政連からの質問に対し、都側から前向きな回答があった。

6. その他

最低制限価格の導入の問題点や最低賃金の改定も見込んだ予定価格の積算などについて意見が述べられた。

以上